

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市役所

目 次

条 例	ページ
北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	5 2 3
北九州市農業用施設維持管理基金条例の一部を改正する条例【産業経済局農林水産部農林課】	5 2 4
北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例【建設局総務部管理課】	5 2 5
告 示	
公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（6 件）【建設局下水道河川部保全課】	5 2 8
道路の区域決定【建設局総務部管理課】	5 3 6
道路の供用開始【建設局総務部管理課】	5 3 7
道路の区域変更【建設局総務部管理課】	5 3 8
公 告	
北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】	5 3 9
北九州都市計画道路事業の認可の告示【建設局道路部街路課】	5 4 0
訂 正	
第 2 7 5 3 号の目次の訂正	5 4 1

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、北九州市市税条例の一部を次のとおり改正することにしました。

- 1 市民税の分離課税に係る所得割の額の特例を廃止することにしました。
- 2 市たばこ税の税率を1,000本につき5,262円（旧3級品は、1,000本につき2,495円）に引き上げることにしました。

この条例は、1については平成25年1月1日から、2については同年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市農業用施設維持管理基金条例の一部を改正する条例

- 1 北九州市農業用施設維持管理基金について、福岡県が実施する河川改修事業により設置した可動井せき等の維持管理等の費用に充てることにしました。

- 2 福岡県から交付を受けた額を基金に積み立てることにしました。
この条例は、平成24年3月15日から施行することにしました。

◇北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を徴収する施設及びその占用料を以下のとおり追加することにしました。

占用物件		占用料	
		単位	金額
道路法施行令第7条第6号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	土地の時価に0.011を乗じて得た額
	その他のもの		土地の時価に0.025を乗じて得た額

この条例は、平成24年3月15日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第2号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第42条第9項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

第77条の2中「4,618円」を「5,262円」に改める。

付則第8条を次のように改める。

第8条 削除

付則第17条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

付則第26条中「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第8条の改正規定及び次条の規定は平成25年1月1日から、第77条の2及び付則第17条の2第1項の改正規定並びに付則第3条の規定は同年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の北九州市市税条例（以下「旧条例」という。）第41条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例付則第8条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

北九州市農業用施設維持管理基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第3号

北九州市農業用施設維持管理基金条例の一部を改正する条例

北九州市農業用施設維持管理基金条例（平成8年北九州市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「石炭鉱害復旧事業」の次に「又は福岡県の河川改修事業」を加える。

第2条中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び福岡県」に、「及び」を「並びに」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第4号

北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北九州市道路占用料徴収条例（昭和39年北九州市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表中

令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額

を

令第7条第9号に掲げる器具

Aに0.025を乗じて得た額

令第7条第6号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第7号に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる応	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額

に

急仮 設建 築物		
令第7条第10号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市告示第50号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市建設局下水道河川部保全課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市門司区太刀浦海岸の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市門司区太刀浦海岸内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州市新町浄化センター

北九州市告示第51号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市建設局下水道河川部保全課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月15日

北九州市長 北橋健治

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市小倉北区西港町の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉北区西港内の一部	合流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市告示第52号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市建設局下水道河川部保全課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
北九州市小倉南区大字市丸の一部	
” ”	大字徳吉の一部
” ”	上石田二丁目の一部
” ”	上貫三丁目の一部
” ”	上吉田二丁目の一部
” ”	朽網東四丁目の一部
” ”	高野四丁目の一部
” ”	高野六丁目の一部
” ”	津田四丁目の一部
” ”	徳吉南三丁目の一部
” ”	中吉田六丁目の一部

”	”	湯川五丁目の一部
”	”	横代東町四丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉南区大字市丸内、大字徳吉内、上石田二丁目内、上貫三丁目内、上吉田二丁目内、朽網東四丁目内、高野四丁目内、高野六丁目内、津田四丁目内、徳吉南三丁目内、中吉田六丁目内、湯川五丁目内及び横代東町四丁目内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市告示第53号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市建設局下水道河川部保全課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市若松区大字乙丸の一部
” ” 響町二丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市若松区大字乙丸内及び響町二丁目内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北九州市北湊浄化センター

北九州市告示第54号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市建設局下水道河川部保全課及び北九州市八幡東区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市八幡東区東田一丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡東区東田一丁目内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター

北九州市告示第55号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市建設局下水道河川部保全課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月15日

北九州市長 北橋健治

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
北九州市八幡西区大字本城の一部	
〃	御開三丁目の一部
〃	香月中央四丁目の一部
〃	楠橋下方一丁目の一部
〃	則松五丁目の一部
〃	馬場山の一部
〃	馬場山緑の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市八幡西区大字本城内、御開三丁目内、香月中央四丁目内、楠橋下方一丁目内、則松五丁目内、馬場山内及び馬場山緑内の一部	分流式

-
- 4 終末処理場の位置及び名称
北九州市八幡西区夕原町1番1号
北九州市皇后崎浄化センター

北九州市告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
5831	朽網2 50号 線	北九州市小倉南区大字朽網3 914番58地先から 北九州市小倉南区大字朽網3 914番1地先まで	14.0	829.9

北九州市告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
5831	朽網2 50号 線	北九州市小倉南区大字朽網3 914番58地先から 北九州市小倉南区大字朽網3 914番1地先まで	平成24年3月15 日

北九州市告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
3028	上到津 44号 線	前	北九州市小倉北区上到津 四丁目2057番7地先 から 北九州市小倉北区上到津 四丁目2055番6地先 まで	2.9 } 3.1	35.3
		後	北九州市小倉北区上到津 四丁目2057番7から 北九州市小倉北区上到津 四丁目2055番6地先 まで	2.9 } 14.5	35.3

北九州市公告第184号

福岡県知事から次の北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

平成24年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

3・5・107号紫川東線

北九州市公告第185号

北九州都市計画道路事業の認可の告示（平成24年福岡県告示第384号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類 道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・5・107号紫川東線	北九州市小倉北区浅野二丁目及び船頭町

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区内1番1号
（北九州市建設局道路部街路課）

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成24年	第2753号	366	◇ 公告の 2行目	○請負契約 に係る一般 競争入札の 公告（30 件）【契約 室契約課】	○請負契約 に係る一般 競争入札の 公告（32 件）【契約 室契約課】